

10 学用品の給与 (内閣府告示 第10条)

一 般 基 準		対 象 品 目	
対 象 者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒		①教科書及び正規の教材 学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 など
費 用 の 限 度 額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品： 小学校児童 5, 8 0 0円以内 中学校生徒 6, 1 0 0円以内		a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など
			②文房具、通学用品 b. 傘、靴、長靴など
救 助 期 間	①教科書、教材：令和8年9月30日まで ②文房具、通学用品：令和8年9月30日まで	c. 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 など	

令和8年熊本地震に伴う教科書及び学用品等支給申請書

令和 年 月 日

宇城市長 様

(小・中学校長 経由)

申請者（保護者） 住 所
氏 名
連絡先

令和8年熊本地震により教科書及び学用品等を喪失（損傷）したので、下記のとおり支給されるよう申請します。

記

【ご家庭の被災状況】

どちらか○で囲ってください	1. 全壊	2. 半壊
---------------	-------	-------

【児童・生徒】

学年・組	年 組	児童・生徒氏名	
------	-----	---------	--

【教科書の状況】 喪失・損傷等により使用できなくなった教科書に「○」を記入

小学校	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	保健	英語	道徳	一般本			
中学校	国語	書写	地理	歴史	公民	地図	数学	理科	音楽	器楽	美術	保体	技術	家庭	英語	道徳	一般本

【正規の教材（ワークブック等）の状況】 喪失・損傷等により使用できなくなった教材を記入

【文房具・通学用品・その他学用品】

① 限度額（小学生：5,800円・中学生：6,100円）

② 支給対象品目（裏面参照）

品名	数量	メーカー・型番・サイズ等

※学校チェック欄

罹災証明書（写）	☐ 受領済 ☐ 提出待ち ☐ 申請中 ☐ その他（ ）	現物支給	☐ 済
----------	---	------	----------------------------

災害救助法に基づく学用品の現物支給について

対象者	住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	
対象品目 【限度額】 1人あたり 小学校児童：5,800円以内 中学校生徒：6,100円以内	教科書・正規の教材	教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等
	文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
	通学用品	傘、靴、長靴等
	その他の学用品	運動靴、体育着、リコーダー、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等
支給までの流れ (児童・生徒1人につき、申請書を1枚ずつ作成)	① 学 校 被害調査(対象者へ制度の案内) ② 保護者 児童・生徒の在籍校へ申請 ☒ 事前に罹災証明書の発行手続きが必要 (7/31～ 宇城市役所新館で受付開始) ☒ 申請書提出時に罹災証明書の発行が間に合わない場合は、後日提出可 ☒ 現物支給を希望する学用品等の記入 (対象品目と限度額を確認) ③ 学 校 申請書受付、市教育委員会へ報告 ④ 市教委 内容審査後、学用品等を発注 ・教科書：市教委で発注 ・教科書以外：学校で発注 ⑤ 学 校 納品後、保護者へ連絡 ⑥ 保護者 学校にて学用品を支給 ☒ 受領書提出	